

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名自治財政局 財政課、交付税課、地方債課、財務調査課

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策9

地方財源の確保と地方財政健全化

（政策の基本目標）

地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等を見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。

さらに、地方分権の推進及び少子・高齢化による財政需要の増大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとして、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。

また、地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。

一方、公債費負担についても、平成17年度の地方公共団体の起債制限比率が依然として高い水準にあるとともに、平成18年度の地方債協議制度への移行から導入された実質公債費比率が高い水準になっていることから、公債費負担適正化計画の策定・推進を始め財政健全化に向けた自主的な取組が実行される必要がある。

（2）主な施策の概要

ア 地方財政計画等の策定

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方財政計画及び地方債計画の策定を通じた所要の財政措置を講じることにより、地方財源の確保に努めた。特に、平成19年度地方財政計画では、歳出面において活力ある地方を作るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、大幅な財源不足について適切な補てん措置を講じることとした。

イ 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

地方交付税については、引き続き所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化を図った。

ウ 公債費負担の適正化と地方財政の健全化の推進

昭和 62 年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村及び平成 18 年度以降公債費負担適正化計画に基づいて実質公債費比率の適正な管理を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。

また、現行の地方公共団体の財政再建制度を見直し、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化及び再生のための新しい制度を整備する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を国会に提出し、同法案は平成 19 年 6 月 15 日に成立した。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」	平成 18 年 7 月 7 日	<p>第 3 章 財政健全化への取組</p> <p>1 歳出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第 期目標の達成に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野における歳出改革の具体的内容 <p>地方財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の現行法定率は堅持する。 ・過去 3 年間、毎年 1 兆円近く削減してきた地方交付税等(一般会計ベース)について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近 10 年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。 ・これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税(地方財政計画ベース)等の一般財源の総額を確保する。 ・各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。 ・地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。 <p>2 「簡素で効率的な政府」への取組</p> <p>(不交付団体の拡大等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば人口 20 万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

参考となる指標	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
ア 地方財政計画の規模	83 兆 7,687 億円	83 兆 1,508 億円	83 兆 1,261 億円
イ 一般財源比率	64.0%	66.6%	68.1%
ウ 地方債依存度	14.6%	13.0%	11.6%
エ 借入金残高	205 兆円	204 兆円	199 兆円
オ 地方債計画の規模	15 兆 5,366 億円	13 兆 9,466 億円	12 兆 5,108 億円
カ 平成 19 年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策(財源不足額の発生状況とその補てん内容)	財源不足額(4.4兆円程度)については、財政対策債や臨時財政対策債の発行などにより、当面の地方財源不足の補てんを図った。		
キ 平成 19 年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況	平成 19 年度より簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定(新型交付税)を導入し、算定項目数を約 3 割削減するなど算定方法の簡素化・透明化を行った。		
ク 公債費負担適正化計画の完了割合	平成 18 年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた 30 団体については、すべての団体が目標を達成した。		

(2) 指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

ア 地方財政計画等の策定

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方で、活力ある地方を創るための施策等については、財源の重点的配分を行うこととし、平成 19 年度地方財政計画の歳入歳出規模は、83 兆 1,261 億円となり、前年度に比べ 247 億円の減となっている。

また、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとしたことから、有効であったと考えられる。

今後は平成 20 年度地方財政計画の策定等を通じて地方財源の充実確保を図る必要がある。

イ 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

平成 19 年 3 月に地方交付税法の一部改正を行い、簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定(新型交付税)を導入し、算定項目数を約 3 割削減するなど地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化が図られたことから、有効であったと考えられる。

ウ 公債費負担の適正化

平成 18 年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた 30 団体は全て完了し、起債制限比率が一定水準以下となったところであり、有効であった。しかし、実質公債費比率の管理を行うための新たな公債費負担適正化計画を、平成 18 年度に 404 市町村が策定し、公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、必要団体について、公債費負担適正化に向けての取組を推進することが必要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
平成 20 年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進することが必要	予算要求	取組を継続
	制度	地方財政計画及び地方債計画において、所要の地方財源を確保する。 また、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しや地方歳出に対する国の関与の縮小の取組を検討する。
	実施体制・事務のやり方等	地方公共団体からの意見を踏まえ、地方財政収支の見通しの仮試算を作成し、早期に公表する。
地方交付税については、今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向でその算定方法につき引き続き簡素化等の見直しを行うことが必要。また、一定規模以上の自治体について、不交付団体の割合を向上させることが必要	予算要求	取組を継続
	制度	地方に対する国の関与の縮小に応じて、地方交付税法の改正などを通じて、人口と面積を基本とする算定を順次拡大し、算定の簡素化を推進する。また、さらなる税源移譲の実施等により不交付団体の割合を高めようことを目指す。
	実施体制・事務のやり方等	従前のおり
今後とも引き続き、公債費負担適正化計画の着実な実施などにより、財政収支を改善し、財政の健全化を推進することが必要	予算要求	取組を継続
	制度	現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	該各市町村への助言を継続

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

地方財政審議会に対して平成 19 年度の地方財政対策についての意見を求め、国・地方を通じ巨額の財源不足が生じている状況において、地方公共団体が必要な歳出抑制を図った上で、計画的な地方行財政運営を行えるよう必要な一般財源を確保する必要があるとの意見を地方財政計画等の政策の背景及び課題の把握に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

平成 19 年度版地方財政関係資料、平成 19 年版地方財政の状況（地方財政白書）

【参照URL】

- ア 地方財政計画歳入歳出一覧 http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070206_3_4.pdf
- イ 地方財政の借入金残高の状況 <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/zandaka.html>
- ウ 平成 19 年度地方債計画 http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061224_2.pdf
- エ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>